

秦野市鳥獣被害防止計画(案)に対するパブリック・コメントの実施結果について

- 1 意見募集期間 令和6年2月17日(土)から同年3月17日(日)まで
- 2 意見募集の周知方法 広報はだの2月15日号及び市ホームページ
- 3 計画(案)の公表方法
 - (1) ホームページへの掲載
 - (2) 公民館、図書館及び駅連絡所における閲覧
 - (3) 本庁舎行政情報閲覧コーナーにおける閲覧
 - (4) 農業振興課における閲覧
- 4 意見提出方法 郵送、FAX、電子メール及び持参の方法による
- 5 提出された意見の内容及びその取扱い

内容分類	件数	意見への対応区分 (※)				
		A	B	C	D	E
1 はじめに	9	2		1		6
2 計画の位置づけ	5	1				4
3 農業被害の状況等	23	5		1		17
4 被害防止に関する基本施策 (今後の取り組み方針)	47	4		4		39
5 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項						
6 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項	5					5
7 被害防止施策の実施体制に関する事項	1					1
8 計画の進行管理						
その他	6	3		2		1
計	96	15		8		73

※ 意見への対応区分

- A：意見等の趣旨等を構想に反映したもの
- B：意見等の趣旨等は既に構想に反映されていると考えるもの
- C：今後の取組みにおいて参考とさせていただくもの
- D：構想に反映できないもの
- E：その他(感想、質問等)

秦野市鳥獣被害防止計画案に寄せられた市民からの意見等

No.	該当箇所	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
1	1 はじめに	「JAはだのが猟友会に依頼し実施している銃器駆除や～」とあるが、JAはだのが実施している内容は鳥獣の駆除だから、正しくは「JAはだのが猟友会に依頼し実施している銃器による駆除や～」と記載すべきでは	A	いただいた御意見を参考に文言を修正しました
2	1 はじめに	「農業者・地域の生産組合による電気柵・防護ネット設置等の「防除」とあるが、これらの内容は防除ではなく、後述の「環境整備」ではないか	E	「防除」とは電気柵・防護ネット設置等によるもので、「環境整備」とは刈払いによる餌場や隠れ場の管理などのことを指しています
3	1 はじめに	「防除」と「環境整備」の違いは何か	E	「防除」とは電気柵・防護ネット設置等によるもので、「環境整備」とは刈払いによる餌場や隠れ場の管理などのことを指しています
4	1 はじめに	「防除」と「駆除」の違いは何か	E	「防除」とは電気柵・防護ネット設置等によるもので、「駆除」は捕獲等のことを指しています
5	1 はじめに	本計画で示す「藪払い」とは、鳥獣を追いやる意味なのか。本来の意味は、文字通り藪などを刈り払う意味であると思う 本来の意味の藪払いであれば、ドローンでそれを出来るとは思えない。 「藪」という字でなく、「藪」の方が適切では	A	いただいた御意見を参考に文言を修正しました
6	1 はじめに	「これまでの取り組みにより年々、農業被害面積及び被害額は減少していますが～」とあるが、それが分かる客観的データを本計画内で示すべき	E	被害額減少等目標達成状況については、目標年度の翌年度（令和6年度）に自己評価の上、公表することとなっています
7	1 はじめに	農業被害面積及び被害額は、鳥獣被害だけを対象にしたものか。それとも、それ以外の被害要素全てを対象にしたものか	E	被害面積等は鳥獣被害だけを対象にしたものです
8	1 はじめに	「～地域関係者等の役割を明確にした対策を継続していく必要があることから、計画を見直すものです。」とあるが、これまでの取り組みの中で、新たに生じた課題や役割を明確にするべき事柄はないという認識か	E	新たな課題や役割を検討した中で、今後の取り組む事項を計画に記載しています
9	1 はじめに	鳥獣被害は農業経営の安定化を阻害する要因であるが、そもそも農道の整備や就農者への支援が不足していることが農業への意欲の低下、新しい担い手が育つ可能性の芽を摘んでいる可能性がある。農林業振興事業との関連を進めることで、農地と山に人と金が入り、緩衝地帯が生まれ、といった好循環を作っていく計画に期待したい	C	今後の取り組みの参考とします
10	2 計画の位置づけ	対象鳥獣を記載種類に絞っている理由は何か	E	本市区域内で農業被害の原因となっている鳥獣を対象としています
11	2 計画の位置づけ	計画期間を3か年に絞っている理由は何か	E	農林水産省より、被害防止計画策定にあたっての留意事項が示されており、その中で計画期間が3年程度とされており、本市計画期間を3年としています
12	2 計画の位置づけ	対象地域は秦野市で十分だが、他地域から鳥獣が進入している可能性が十分にあるため、留意地域として周辺自治体を記載すべきではないか	E	対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入することとなっています
13	2 計画の位置づけ	鳥獣別被害状況は令和4年度のみならず、これまでの経過も分かるようにした方が良い。緩急の増減傾向が分からないと対策の目処の方向性も分からず、市民に周知する情報としては、今のままでは薄い	E	被害額減少等目標達成状況については、目標年度の翌年度（令和6年度）に自己評価の上、公表することとなっています

No.	該当箇所	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
14	2 計画の位置づけ	「ハクビシン、アライグマ等」とあるが、「等」は具体的に何を示しているのか。ページ上部の対象鳥獣の欄には、「等」に示されるような鳥獣はいない	A	対象鳥獣に「タヌキ・アナグマ」を追加しました
15	3 農業被害の状況等	農地の被害から始まり、途中で森林植生に関わる記載があるが、農地被害と森林植生の関連性が分からない。わざわざあえて森林植生に関わる記載をここでする必要があるのか	E	本計画は、農林業に係る被害の防止に関する計画のため、森林植生についても記載しています
16	3 農業被害の状況等	捕獲数が増加しているようだが、その生息数はどのようか。生息数が捕獲数よりも増えていれば、捕獲数が増加していることを評価しても意味がないのでは	E	生息数に関しては、推計が困難な鳥獣が多いことから、生息数ではなく、捕獲計画数を記載していますが、県の調査により、ニホンジカは微減しているとのことです
17	3 農業被害の状況等	農業被害面積及び被害額は減少しているとあるが、生息数の変化はどのようか	E	生息数に関しては、推計が困難な鳥獣が多いことから、生息数ではなく、捕獲計画数を記載していますが、県の調査により、ニホンジカは微減しているとのことです
18	3 農業被害の状況等	鳥獣の区分に鳥類が記されているが被害は報告されている数字より大きいと感じている。地区によっては有害駆除に一部制限がかかっているのかもしれないが保護対象でもない鳥を保護する理由には当たらない。県以外の駆除数等も考慮し的確な駆除をしてほしい。	C	今後の取り組みの参考とします
19	3 農業被害の状況等	「交通事故や人身事故の発生が懸念されます。」とあるが、懸念しているという事は、現時点ではニホンジカに関わる交通事故や人身事故は起きていないという認識か	E	昨年度鳥獣による人身事故は報告されていませんが、物損事故の発生や人身事故が発生する可能性があることから記載しています。
20	3 農業被害の状況等	「令和2年5月に県内で野生死亡イノシシから豚熱の感染が確認され～」とあるが、神奈川県ホームページによると、県内1例目は令和3年7月8日の相模原市内の養豚場となっているが、どちらが正しい情報か	E	県内の豚熱ウィルス感染の初確認は、野生死亡イノシシが令和2年5月、養豚場が令和3年7月となっています
21	3 農業被害の状況等	「県内で野生死亡イノシシから豚熱の感染が確認され～」とあるが、言葉不足や言葉の使い方に誤りがあって、分かりづらい。「野生死亡イノシシ」という言葉に不慣れで、感染はその豚が主語であるので、「県内で死亡した野生イノシシが、豚熱に感染されていることを県が確認しており～」の方が適切では「捕獲イノシシ等から感染が確認されています。」とあるが、「捕獲したイノシシ等が、感染されていることを確認しています。」の方が適切では	A	いただいた御意見を参考に文言を修正しました
22	3 農業被害の状況等	「被害の軽減目標」と記載しているが、「軽減」という表現の時点で、秦野市役所の本問題に対する姿勢の熱意がないことがよく分かった。何故「削減」でなく「軽減」という、軽く減らす程度でしか考えていないのか	E	農林水産省より、被害防止計画策定にあたっての留意事項が示されており、その中で「被害の軽減目標」を記入することとなっているため、本市でも「被害の軽減目標」としています
23	3 農業被害の状況等	「被害の軽減目標」として、記載値にした理由と根拠は何か。もっと、減らす事は出来ないのか。それとも、「被害の軽減目標」と記載しているように、これ以上被害を減らす気はないのか	E	「被害の現状」の数値から約1割軽減することを目標としています
24	3 農業被害の状況等	被害防止対策欄に、各動物の捕獲を実施している事が記載されているが、そもそもの生息予想数に対して、どのくらい捕獲して、生息予想数が年々減っているのか、それとも残念ながら増えているのか。それが分からないと、今後の対策のスピード感が変わるのではないかと。それぞれの数値を示してほしい	E	被害額減少等目標達成状況については、目標年度の翌年度（令和6年度）に自己評価の上、公表することとなっています
25	3 農業被害の状況等	ニホンジカとイノシシの課題に関わる記載で「行政では～実施数が不足しています。」とあるが、行政以外の団体では、実施数は不足していないのか。もし、不足していないのであれば、何故、人家に近い場所という同じフィールドであるにも関わらず、実施主体で実施数が変わるのか	E	人家に近い場所では銃器捕獲ができないため、わなによる捕獲が必要となりますが、その従事者数が不足していることを指しています

No.	該当箇所	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
26	3 農業被害の状況等	ニホンジカとイノシシの課題に関わる記載で「里山の人家に近い場所では、実施数が不足しています。」とあるが、実施主体は行政自体なのに、その数が不足しているという表記に違和感がある。「里山の人家に近い場所では実施が困難であることから、駆除数が確保出来ません。」の方が適切ではないか	A	いただいた御意見を参考に文言を修正しました
27	3 農業被害の状況等	ニホンザルに関わる記載で「本市への侵入が懸念される群れの動向に留意する～」とあるが、注意ではなく留意とする理由は何か	A	いただいた御意見を参考に「注意」に修正しました
28	3 農業被害の状況等	ニホンジカとイノシシの被害防止対策に関わる課題で、動物の命を絶つという行為に対し消極的な農業者や鳥獣を誘引してしまっている農業者がいたり散見する事が記載されているが、その課題解決の項目が記載されていない。これらの課題解決はどのように行われるのか	E	ニホンジカやイノシシの止めさしを実施隊に依頼し実施しています
29	3 農業被害の状況等	ハクビシンとアライグマに関わる記載で「生態系特徴から銃による駆除に適していません。」とあるが、これは課題ではなく事実である。この事実に対して、何が課題なのか	A	「銃による駆除に適しないため、箱罠により捕獲する必要があります」に修正しました
30	3 農業被害の状況等	アライグマに関わる記載で、「専用な」とあるが、どのようなわなか	E	手先が器用なアライグマの習性を利用し、エサに手を入れることで仕掛けが作動するわなです
31	3 農業被害の状況等	鳥類に関わる記載で、「被害予察」とあるが、「被害予察」と「被害予測」の違いは何か	A	「被害予察」を「予察」に修正しました
32	3 農業被害の状況等	鳥類に関わる記載で、効果的な防除手法が確立されていないというのは、国や県からもそういう手筈が示されていないという事か。どのような根拠をもって、確立されていないと記載しているのか	E	鳥類の防除方法としては網やテグスなどによる防除方法があります
33	3 農業被害の状況等	鳥類に関わる記載で、効果的な防除手法が確立されていないのに、何故、銃器による捕獲を行っているのか	E	「防除」と合わせて銃器捕獲による「駆除」を行うことで被害軽減を図っています
34	3 農業被害の状況等	ツキノワグマに関わる課題が記載されているが、課題に見合った内容が記載されていない	E	局地的な対応として、出没が確認された場合は、基本的に煙火等を使用した追い払い等を実施します
35	3 農業被害の状況等	県から市に移管されて広域獣害防護柵の課題が記載されているが、これは現計画でも記載されている。現計画期間内では、具体的にどのように効果的な維持管理を行って、その結果、本計画の効果的な維持管理に生かすのか	E	毎年点検を実施し、簡易補修を実施しているほか、全面張替が必要な箇所を補修していますが、台風などの影響により、毎年補修箇所が異なるため、個別の記載はできません
36	3 農業被害の状況等	地域防護柵のうち、「電気柵」と「防護柵」の違いは何か	E	「防護柵」はネット柵やワイヤーマッシュ柵のことを指しています
37	3 農業被害の状況等	地域防護柵の設置延長距離数は、年々伸びているのか減っているのか分からない	E	計画策定時の設置距離を記載しており、延長距離は年々増加しています
38	4 被害防止に関する基本施策（今後の取り組み方針）	重点対策事業に関わる記載で、被害防止対策があるが、事業内容の項目に対して、体制の構築について記載されている。「農業者のみならず、地域住民や関係機関と連携した防護体制を構築し、ドローンやセンサーカメラ等を活用した集落環境診断の調査結果を踏まえ、地域での勉強会や環境整備を実施」の方が適切ではないか	A	いただいた御意見を参考に文言を修正しました
39	4 被害防止に関する基本施策（今後の取り組み方針）	重点対策事業に関わる課題の記載で、防護体制の継続が不可欠である事が課題なのか。何が課題となっているから、防護体制の継続が不可欠であるはずなので、何が課題なのか記載すべきではないか	A	いただいた御意見を参考に文言を修正しました
40	4 被害防止に関する基本施策（今後の取り組み方針）	各基本施策の項目は、6ページから7ページまでの課題解決に必要な全項目を網羅しているという事か	E	被害防止に関する基本施策は、鳥獣による農作物等の被害軽減を図るための具体的な取り組みを記載しています
41	4 被害防止に関する基本施策（今後の取り組み方針）	6ページから7ページまでの課題の項目と、その課題解決策である各基本施策の項目が一致しているのか分かりづらい	E	被害防止に関する基本施策は、鳥獣による農作物等の被害軽減を図るための具体的な取り組みを記載しています

No.	該当箇所	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
42	4 被害防止に関する基本施策 (今後の取り組み方針)	「具体的対策については～土地利用状況等の特性を考慮して～」とあるが、そもそも、秦野市内のどの地域で、どんな鳥獣が出没しているのか分からないので、鳥獣出没や被害箇所、対策状況が分かる分布図のような資料を公開するべきではないか	C	今後の取り組みの参考とします
43	4 被害防止に関する基本施策 (今後の取り組み方針)	6ページに記載されている課題として、人家に近い場所での銃による捕獲が不可能な事や、行政における人家に近い場所での実施数の不足があるが、この解決策はどこに記載してされているのか	E	人家に近い場所での捕獲として、市・実施隊による捕獲を実施しています（P6被害防止対策に記載）
44	4 被害防止に関する基本施策 (今後の取り組み方針)	ニホンジカ、イノシシ、鳥類の捕獲体制欄に記載されている「実施隊」とは、猟友会とは別組織か	E	秦野市鳥獣被害実施隊とは、神奈川県猟友会秦野支部・西秦野支部に所属する会員の一部を非常勤特別職の地方公務員として委嘱しています
45	4 被害防止に関する基本施策 (今後の取り組み方針)	ハクビシン、アライグマ等の捕獲体制欄に「～止めさし後、埋設処理します。」と記載されている一方で、ニホンジカ、イノシシの捕獲体制欄は「～止めさしをします。」と記載が留まっている。ニホンジカやイノシシは、止めさしをした後はどうするのか	E	止めさし後、埋設処理のほか、ジビエ加工のため、食肉処理施設へ搬送しています
46	4 被害防止に関する基本施策 (今後の取り組み方針)	「目標とする捕獲数」の記載があるが、ここでは基本施策の内容の記載に留めるべき。目標とする捕獲数の記載は必要ないのでは	E	農林水産省より、被害防止計画策定にあたっての留意事項が示されており、その中で「捕獲計画数」を記入することとなっています
47	4 被害防止に関する基本施策 (今後の取り組み方針)	対象鳥獣の捕獲計画数が記載されているが、何を根拠としてこの数値としたのか	E	神奈川県ニホンジカ管理計画や捕獲申請件数に基づく数値です
48	4 被害防止に関する基本施策 (今後の取り組み方針)	対象鳥獣の捕獲計画数だけでなく、各年度の生息予想数も記載しないと、効果ある数値なのか評価出来ない	E	生息数に関しては、推計が困難な鳥獣が多いことから、生息数ではなく、捕獲計画数を記載しています
49	4 被害防止に関する基本施策 (今後の取り組み方針)	(エ)の記載内容が専門的で分からない。注釈などを記載して、一般市民にとっても分かりやすいものにするべきではないか	A	説明文を追加しました
50	4 被害防止に関する基本施策 (今後の取り組み方針)	イに記載されている、くくりわなの設置数は、何を根拠としてこの数値としたのか	E	市街地の緑地やゴルフ場など銃器による捕獲ができない場所では、くくりわなを使用した捕獲を推進するための数値としています
51	4 被害防止に関する基本施策 (今後の取り組み方針)	イには、ドローンを活用した重点対策事業の実施予定数も記載するべきではないか	E	年度により実施場所を選定するため箇所数を記載していません
52	4 被害防止に関する基本施策 (今後の取り組み方針)	ウに記載されている講習会は、誰が誰に対して行うものか明記するべきではないか	E	農業者に対する講習会を開催します
53	4 被害防止に関する基本施策 (今後の取り組み方針)	電気止めさし機の拡充数は、何を根拠としてこの数値としたのか	E	各地区での使用に対応できるような数としています
54	4 被害防止に関する基本施策 (今後の取り組み方針)	電気止めさし機の拡充は、何をもちて拡充と判断するのか。講習会の実施なのか、電気止めさしの活用実態の把握なのか。講習会を実施する事で拡充と判断するのであれば、形骸化しやすい指標になるのでやめてほしい	E	電気止めさし機の保有数を指しています
55	4 被害防止に関する基本施策 (今後の取り組み方針)	エに記載されている、モニタリングとは具体的にどのようなものか	E	県が実施しているシカ個体群と生息環境に関するモニタリングのことを指しています
56	4 被害防止に関する基本施策 (今後の取り組み方針)	エに記載されている、モニタリング結果は随時市民にも公表するべきではないか	E	モニタリング結果は、県が公表しています
57	4 被害防止に関する基本施策 (今後の取り組み方針)	オに記載されている指標は、何故、数値指標ではないのか	E	現在260基ほど貸与しており、新規貸与数は新規捕獲申請者や罠の劣化状況による異なるため、数量を記載していません
58	4 被害防止に関する基本施策 (今後の取り組み方針)	カに記載されている捕獲奨学金制度は、令和8年度までの時限的制度なのか。又、令和8年度までは運用を約束出来るものなのか	E	令和8年度まで運用する予定です

No.	該当箇所	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
59	4 被害防止に関する基本施策 (今後の取り組み方針)	カでは交付数だけが記載されているが、交付金額の目安も記載するべきではないか	E	成体・幼体で金額が異なるため、交付数のみの記載としています
60	4 被害防止に関する基本施策 (今後の取り組み方針)	キではわな猟の新規免許取得者数などを記載しているが、そもそも現在の免許保有者は何人なのか	E	現在、免許保有者数は168人です
61	4 被害防止に関する基本施策 (今後の取り組み方針)	クについて、実施隊員数は60人確保出来ていれば問題ないという認識か。又、現在の実施隊員数を併記するべきではないか	E	被害額減少等目標達成状況については、目標年度の翌年度（令和6年度）に自己評価の上、公表することとなっています
62	4 被害防止に関する基本施策 (今後の取り組み方針)	猟友会員を中心に実施隊が編成されているが、担い手の確保が必要	C	市外従事者の猟友会員を実施隊員とするなど、人員確保に努めます
63	4 被害防止に関する基本施策 (今後の取り組み方針)	秦野市鳥獣被害対策実施隊の人員確保に関して、近隣の大磯町では大手の警備会社等にも頼っていると聞いている。隊員さんがしっかりしているうちに関係団体に相談など持ちかけ、移行体制を検討してはどうか	E	猟友会員をはじめとする人員確保について検討を進めます
64	4 被害防止に関する基本施策 (今後の取り組み方針)	ケについて、3年間ずっと調査研究をし続けなければならないのか。少なくとも、令和8年度には調査研究の結果を公表する目標を立てるべきではないか	C	現時点では特段の問題は生じていませんが、今後の検討結果によっては、次期計画等に反映します
65	4 被害防止に関する基本施策 (今後の取り組み方針)	民間焼却施設での処理数の変化はどのようか	E	令和4年度の焼却数が28頭で、令和5年度は1頭でした。止めさしの連絡体制を見直したことなどにより、ジビエ化頭数が増加し、焼却数が減少しています
66	4 被害防止に関する基本施策 (今後の取り組み方針)	(2)ア(ア)で侵入防止柵の未設置域について記載されているが、具体的にどの地域が未設置域か一見で分かるようにするべきではないか	E	各地区で柵を設置しており、未設置の農地を記載することはできません
67	4 被害防止に関する基本施策 (今後の取り組み方針)	(2)ア(イ)で広域獣害防護柵の修繕等について記載されているが、修繕等にお金が掛かる中で、損害が生じている箇所もしくは特に損害が激しい箇所はどこか、そして全長26kmのうち、どのくらいの距離を修繕しないといけないと考えているのか分かるようにしてほしい。又、侵入防止柵の未設置域について記載されているが、具体的にどの地域が未接地域か一見で分かるようにするべきではないか	E	毎年点検を実施し、簡易補修を実施しているほか、全面張替が必要な個所を補修していますが、台風などの影響により、毎年補修箇所が異なるため、個別の記載はできません
68	4 被害防止に関する基本施策 (今後の取り組み方針)	広域獣害防護柵の修繕に関わる評価は、実施の有無だけでは不十分。実施は当然やる内容であって、どのくらいやるのか明確にするべきではないか	E	毎年点検を実施し、簡易補修を実施しているほか、全面張替が必要な個所を補修していますが、台風などの影響により、毎年補修箇所が異なるため、個別の記載はできません
69	4 被害防止に関する基本施策 (今後の取り組み方針)	広域獣害防護柵の経年劣化は著しいものがある。3か年において、全長約26kmの調査・保守・点検、修繕、さらには有効性などのチェック・研究活動など、提示されている計画よりも、より具体的に綿密な実施計画が必要であると考えがどのようか	E	毎年点検を実施し、簡易補修を実施しているほか、全面張替が必要な個所を補修していますが、台風などの影響により、毎年補修箇所が異なるため、実施計画策定は困難です
70	4 被害防止に関する基本施策 (今後の取り組み方針)	ウについて、近隣市町村とは具体的にどこか	E	伊勢原市や厚木市、愛川町、清川村、中井町、大井町、松田町と検討を行っていく予定です
71	4 被害防止に関する基本施策 (今後の取り組み方針)	エについて、防除を強化する必要がある一団の農地とはどこか。又、老朽化した既存地域防護柵のうち更新するべき箇所やその距離はどのくらいか	E	未設置地域の区域が防除を強化する区域となります。また、老朽化した既存地域については、地域農業者の点検等で発生するため、正確な距離等の記載はできません
72	4 被害防止に関する基本施策 (今後の取り組み方針)	エの評価項目に「地域防護柵の設置」と記載されているが、前文は既存地域防護柵の更新の支援に関わる記載になっている。したがって、評価項目は「地域防護柵の設置」と「地域防護柵の更新」の二つではないか。又、各年度の取り組みは「実施」だけとなっているが、具体的にどのくらい実施するのか記載するべきでないか	A	いただいた御意見を参考に文言を修正しました。また、老朽化した既存地域については、地域農業者の点検等で発生するため、具体的な数量の記載はできません

No.	該当箇所	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
73	4 被害防止に関する基本施策 (今後の取り組み方針)	柵の効果はどのようか	E	地域防護柵や個人柵の設置により、鳥獣の侵入がなくなり、被害が軽減されています
74	4 被害防止に関する基本施策 (今後の取り組み方針)	電気柵購入補助は継続するのか	E	JAはだのが主体となって電気柵購入の助成を継続していく予定です
75	4 被害防止に関する基本施策 (今後の取り組み方針)	電気柵設置後の下草刈りが大変である。刈払機や防草シート購入補助の考えはないか	E	地域防護柵設置の際、防草シートも補助対象となります。また、草払機は補助対象外となっています
76	4 被害防止に関する基本施策 (今後の取り組み方針)	電気柵設置補助の増額。6反以内の農地は電気柵が無償で設置できないと農業者は減少する一方であり、耕作放棄地が増え、鳥獣も増加する悪循環になる	E	JAはだのが主体となって電気柵購入の助成を継続していく予定です
77	4 被害防止に関する基本施策 (今後の取り組み方針)	害獣駆除対策はわなと電気柵の駆除と侵入対策の両面作戦でないと効果は期待できない	E	御意見のとおり「駆除」「防除」「環境整備」が鳥獣対策の基本となります
78	4 被害防止に関する基本施策 (今後の取り組み方針)	被害を受けにくい農作物の振興について記載されていますが、他の農作物の振興にも配慮した記載をするべきではないか	E	本計画は、すべての農作物被害防止のための取り組みを記載していますが、その中でも鳥獣被害にあいにくい作物の振興を取り組みとして記載しています
79	4 被害防止に関する基本施策 (今後の取り組み方針)	害獣の被害にあわない野菜には限界がある	E	本計画は、すべての農作物被害防止のための取り組みを記載していますが、その中でも鳥獣被害にあいにくい作物の振興を取り組みとして記載しています
80	4 被害防止に関する基本施策 (今後の取り組み方針)	ニホンジカなどの追い払いについて、随時実施としているが、これまでどのくらい実施をして、今後おおよそでもどのくらい実施する目標なのか示すべきではないか	E	銃器駆除ができない区域で頻繁に出没した場合の追い払いのことを指しているため、実施目標数の記載はできません
81	4 被害防止に関する基本施策 (今後の取り組み方針)	ニホンザルの追い払いの実施について、1回実施するのと100回実施するのでは、全然効果は違うが、この評価指標では同じ「実施」という扱いになるが、それでも問題ないという認識か	E	ニホンザルのパトロールは、本市に影響を与える伊勢原市の個体群の動向を確認し、パトロールの回数を決定しています
82	4 被害防止に関する基本施策 (今後の取り組み方針)	ニホンザルのパトロールの回数(300回)の根拠は何か	E	ニホンザルのパトロールは、本市に影響を与える伊勢原市の個体群の動向を確認し、パトロールの回数を決定しています
83	4 被害防止に関する基本施策 (今後の取り組み方針)	里山等の森林整備に関する記載で、前文に調査について何も記載されていないのに、評価項目に「調査」と書かれているが、一体何を調査するのか。又、これまでの広葉樹の植樹面積はどのくらいで、今後どこまで広げたいと考えているのか	E	里山の広葉樹などから生産される特用林産物の活用や森林の空間利用を図るため、記載しています
84	4 被害防止に関する基本施策 (今後の取り組み方針)	【荒廃化した果樹林等の調査及び対策】 調査・指導をされるようだが人があまり果樹園に介入、手入れをできなくなっている果樹園が多くなってきていると考えている。鳥獣被害防止の観点も大事だが、獣が食害するということは人が食しても問題ないはず、近隣の農家や市民・親元就農者や新規就農者へ管理作業・収穫作業を斡旋するながれを作ってみてはどうか。謝礼金などの大まかな制度も必要であるが果樹園は金の生る木なので適正な介入をお願いしたい。 無理ならば伐採することに対して獣害対策協力金等の名目で別立て予算を確保してから指導するべきであるとする	C	里山の広葉樹などから生産される特用林産物の活用や森林の空間利用を図るため、記載しています
85	6 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等 その有効な利用に関する事項	ペットフード等への利用検討に関する記載で、令和8年度まで検討としているが、一体いつまでに結果を出したいのか	E	ペットフード等への利用検討については、食肉加工施設の活用状況等から検討を進める予定です
86	6 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等 その有効な利用に関する事項	ペットフードの利用は予定があるのか	E	ペットフード等への利用検討については、食肉加工施設の活用状況等から検討を進める予定です

No.	該当箇所	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
87	6 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項	食肉加工施設を市やJAはだので設置する考えはないか	E	設置・維持費用に対する効果もあるため、現時点では独自で設置する考えはありません
88	6 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項	ジビエ販売と食肉化の連携が必要ではないか	E	商工会議所等との連携により、秦野ジビエの普及促進を図ります
89	6 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項	漁業には天然魚の捕獲だけではなく、栽培と養殖という手法がある。野生鳥獣でも同様に計画的な捕獲の取り組みがなければ秦野ジビエの普及は困難かと思う。自然相手であるからこそ計画は不可欠。一定の「計画的生産」ができなければ「秦野ジビエ」は絵にかいた餅になる。高い生産性を考慮した安定的な供給なくして、ジビエ市場は創出されないと考える。この辺の所から希望的観測ではなく、実態のある戦略的な「秦野ジビエ」の位置付け、普及の仕方を再検討すべきと考えるがどのようか	E	本計画では、農林業被害に関する捕獲後の有効利用について記載しており、「秦野ジビエ」の普及のため、捕獲個体を無駄なく食肉加工するため施設の活用数値を記載しています
90	7 被害防止施策の実施体制に関する事項	関係機関の連携の事業フローを明記すべきと考えるがどのようか	E	関係機関の連携フローはP17 (2) 緊急時の連絡体制に記載のとおりです
91	その他	前期の事業報告および決算、並行して今後、実施する計画については、予算計画を示すべきと考えるがどのようか。例えば「広域獣害防護柵」の点検・調査から修繕にはどれくらいの予算を見込んでいるのか。明らかにすべきである	E	本計画は、農林業に関する被害防止の取り組みを記載したものであり、また、各年度の状況により、決算・予算が変更となるため、本計画での記載はしていません
92	その他	前計画に対する評価と浮かび上がった新たな課題や積み残しの課題など、前計画から今回の計画への生かし方などを記載しないと、長期的な視点での鳥獣対策にならないのでは	C	被害額減少等目標達成状況については、目標年度の翌年度（令和6年度）に自己評価の上、公表することとなっています
93	その他	各文章によって、字頭が空いていたり空いていなかったりするため、統一する事	A	御意見を参考に文言を修正しました
94	その他	文末が所謂「である調」と「ですます調」が混在しているため、統一する事	A	御意見を参考に文言を修正しました
95	その他	同じ表記でも記載が異なっている為、統一する事	A	御意見を参考に文言を修正しました
96	その他	鳥獣捕獲免許の簡素化を提案。くくり罠の免許を取得していても、捕獲しない人が多いため、個別の免許とし、自分の農地は自分で守る体制を作る。止めさしを嫌う人のために、捕獲後の止めさしと処理をする組織や人員を育成し、手当を支給する制度を構築する	C	今後の取り組みの参考とします